

様式第13号(第23条第1項関係)(第3面)

記載要領

- 1 報告対象期間は、事業年度の開始の日(事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては当該事業の開始の日)及び当該事業年度の終了の日を記載して下さい。
- 2 港湾労働法第23条の規定に基づき適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第17条第2項の規定により収支決算書又は貸借対照表及び損益計算書を提出しない場合は、備考欄にその旨を記載して下さい。
- 3 1の①欄には、報告対象期間において、港湾労働法第12条第1項の許可を受けて行つている港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用した1日当たりの平均数を、当該労働者が主として従事する業務ごとに記載して下さい。
なお、「港湾荷役作業」に主として従事する労働者として計上した労働者については、「船内作業」に主として従事する労働者又は「沿岸作業」に主として従事する労働者として改めて計上しないで下さい。
イ 「船内作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。
ロ 「はしけ作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為をいいます。
ハ 「沿岸作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。
ニ 「いかだ作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為をいいます。
ホ 「船舶貨物整備作業」とは、港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。
ヘ 「倉庫作業」とは、港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを行なう者に限る。)をいいます。
ト 「港湾荷役作業」とは、船内作業及び沿岸作業をいいます。
- 4 1の②欄には、報告対象期間においてそれぞれの派遣労働者に対して支払った賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいいます。)の総額を、報告対象期間において当該それぞれの派遣労働者が在籍していた日数の総数で除した金額を記載して下さい。
- 5 2の①欄には、報告対象期間において労働者派遣の役務の提供を受けた者(企業の場合は事業所単位)の実数を記載して下さい。
- 6 第2面下方の提出者欄には、氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)を記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載して下さい。
- 7 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。